



ぎふ 環境保全

VOL. 130

• 発行 •
令和4年
4月15日

【特集】

◆(一社)岐阜県産業環境保全協会

令和4年度 事業計画書

(一社)岐阜県産業環境保全協会

【行政ニュース】

◆「石綿含有産業廃棄物に係る変更の手続及び

電子マニフェストの報告期限の超過について」

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

◆「新リサイクルセンター整備事業について」

岐阜市環境部

【労働安全衛生】

◆「職場における腰痛予防対策について」

岐阜労働局労働基準部健康安全課

◆「令和4年度労働災害防止計画」

(一社)岐阜県産業環境保全協会



加賀野八幡神社井戸【大垣市】

大垣の豊かな自噴水を代表するもので、昭和61年に「岐阜県の名水」に選定され、水都20選にも選ばれています。また、平成20年には環境省から「平成の名水百選」に選ばれました。深さ136mから、清らかな地下水がこんこんと湧き出ており、ハリヨの生息地にもなっています。

クリーンな社会づくりをめざす 21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県 濃度第18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 水銀含有試験
- 地下水
- 河川水
- 工場排水
- 廃棄物処理施設
処理排水
- 浄化槽放流水

水 質

- 建設発生土
- 農用地土壤
- 底質

土 壤

肥 料

- 普通肥料
- 特殊肥料
- 肥料原料

悪 臭

- 特定悪臭物質
- 空間線量率
- 臭気指数（濃度）

放射線量

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

(処 分 業)	・燃え殻	・汚泥	・廃プラスチック類	・金属くず	・木くず	・動植物性残さ
	・紙くず	・繊維くず	・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・ゴムくず		
	・鉱さい	・がれき類	・廃油（タールピッチ）	・ばいじん	・13号廃棄物	
(収集運搬業)	・燃え殻	・汚泥	・廃プラスチック類	・金属くず	・木くず	・動植物性残さ
	・紙くず	・繊維くず	・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	・ゴムくず		
	・鉱さい	・がれき類	・ばいじん	・廃アルカリ	・廃油	・廃酸
						・13号廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

(処 分 業)	・特定有害廃石綿等
(収集運搬業)	・特定有害廃石綿等
	・引火性廃油
	・腐食性廃酸
	・腐食性廃アルカリ
	・特定有害廃油
	・特定有害廃酸
	・特定有害廃アルカリ
	・特定有害燃え殻
	・特定有害汚泥
	・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建 設 業

骨 材 販 売



排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121(代) FAX. (0574) 62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

特 集 (一社)岐阜県産業環境保全協会令和4年度事業計画書 2

行政ニュース	「石綿含有産業廃棄物に係る変更の手続及び電子マニフェストの報告期限の超過について」	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 4
	「新リサイクルセンター整備事業について」	岐阜市環境部 … 6

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～
「プラスチックごみ対策の推進」 岐阜県西濃県事務所環境課 … 8

シリーズ	わがまちの環境保全と対策	
	「ゼロカーボンシティおおがきの実現に向けて」	
		大垣市長 石 田 仁 … 10

労働安全衛生	「職場における腰痛予防対策について」	岐阜労働局労働基準部健康安全課 … 11
	「岐阜県産業環境保全協会における令和4年度労働災害防止計画」	(一社)岐阜県産業環境保全協会 … 15

協会だより	<(一社)岐阜県産業環境保全協会>	
	理事会の開催	20
	委員会の開催	21
	<(公社)全国産業資源循環連合会>	
	令和3年度第2回最終処分部会運営委員会(Web会議)	21
	令和3年度第3回最終処分部会運営委員会(Web会議)	21
	臨時全国正会員会長・理事長会議(Web会議)	21
	令和3年度第2回全国正会員事務局責任者会議(Web会議)	22
	<中部地域協議会>	
	令和3年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議	22
	令和3年度第3回専務理事会議(Web会議)	22
	令和3年度第2回会長・理事長会議(Web会議)	22
	令和3年度第2回全体会議(Web会議)	22
	<その他>	
	産業廃棄物処理関係講習会の開催	22
	<新規加入会員の紹介>	23
	<会員数の状況>	23
	<青年部会の動向～未来人～>	24
お知らせ	岐阜県、岐阜市の人事異動(関係分)	26
	2022年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (新規・更新)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」試験日程について	27
	講習会受講料の変更(値下げ)(2022年度～)	28
	電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況	29
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について	30
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	31
	各種お知らせ(随時分)	32
	保全協Newsについて	32
	事務局からのお願い	32
編集後記	石田謙治	33

表紙写真 加賀野八幡神社井戸(大垣市) ……………… フォト 大垣市提供

令和4年度 事業計画書

令和4年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

実施事業

1 啓発普及事業

- (1) 情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。
- (2) 産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうために、環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体をとおして啓発を行います。
- (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。
- (4) 協会報「ぎふ環境保全」(年4回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。
- (5) 「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知を行います。
- (6) 「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって当協会及び会員の紹介を行います。

2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

- (1) 産業廃棄物の適正処理を推進するのに不可欠な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。
- (2) 国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

3 特定寄付

- (1) 新型コロナウイルス感染対策を推し進めてもらうため、状況に応じて岐阜県に寄付を行います。

共益事業

1 組織強化事業

- (1) 健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。
- (2) 優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業資源循環連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。
- (3) 会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。

- (4) 協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動及び協会の活性化と充実に寄与する女性部会を支援します。

2 調査及び研修事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察または関係団体との意見交換会の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。
- (2) 産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の促進、不適正処理の防止、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会を開催します。
- また、国及び岐阜県などの行う優良産廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供し、合わせて優良認定の取得、優良認定業者紹介のために協会のホームページを活用して「事業情報の公表」を行います。
- (3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するよう努めます。
- (4) 産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協News」、協会ホームページ等を通じて、随時会員に提供します。
- (5) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。
- (6) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。
- (7) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、見本となる会員企業の産業廃棄物処理施設の視察を行います。

3 協力交流事業

- (1) 公益社団法人全国産業資源循環連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
- (2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。
- (3) 産業廃棄物行政に係る改善の要望、産業廃棄物の適正処理や資源循環に関する官民の協力関係の強化に努め、岐阜県と岐阜市と協会との懇談会を開催します。
- (4) 市町村の災害廃棄物処理等復旧活動に協力します。
- (5) 「公共工事の請負に関する経営事項審査に伴う防災協定に関する証明書」を発行します。
- (6) 災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する広域連携(県域を超えた連携)について検討する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会へ参加します。

4 基金適正運営事業

- (1) 産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。

石綿含有産業廃棄物に係る変更の手続及び電子マニフェストの報告期限の超過について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

○石綿含有産業廃棄物に係る変更の手続について

令和3年3月に環境省の「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改訂が行われ、同マニュアルの第3版では、「除去された工法によっては、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは産業廃棄物の『汚泥』に該当する場合もある。いずれの場合においても、産業廃棄物の種類については個別の状況に応じて都道府県又は政令市により適切に判断されたい。」とされました。

このことに伴い、新たに『汚泥』を石綿含有産業廃棄物として取り扱うこととした自治体があり、岐阜県における取扱いについて、産業廃棄物処理業者から問い合わせを受けることが増加しています。

岐阜県では、従来から、『汚泥』を石綿含有産業廃棄物となり得る産業廃棄物として取り扱っており、次の変更については、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請(※変更届とは異なります。)が必要となりますので、ご留意ください。

【変更の内容】　　変更前：汚泥(石綿含有産業廃棄物を除く。)

→ 変更後：汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)

なお、岐阜県では、石綿を含む可能性がある品目として次の品目を挙げており、同様の変更を行う場合には、事業範囲の変更許可申請が必要です。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) ゴムくず
- (5) 金属くず
- (6) ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)
及び陶磁器くず
- (7) がれき類
- (8) 燃え殻
- (9) 汚泥
- (10) 廃プラスチック類

○電子マニフェストの報告期限の超過について

電子マニフェストを利用した排出事業者は、「産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡した日」から所定の期間内(※)に処理業者から処理終了の報告がなされていない場合、処理状況を把握し、適切な措置を講ずるとともに、その旨を都道府県・政令市に報告(措置内容等報告書の提出)を行わなければなりません。

※報告の期限

- | | |
|--------------------|----------|
| ①産業廃棄物の収集運搬・処分 | : 90日以内 |
| ②特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分 | : 60日以内 |
| ③産業廃棄物の最終処分 | : 180日以内 |
| ④特別管理産業廃棄物の最終処分 | : 180日以内 |

電子マニフェストの使用状況については、県でも定期的に確認していますが、報告期限切れが発生する原因として、排出事業者による電子マニフェストの削除忘れや二重登録のほか、処理業者による処理終了の報告忘れ等も散見されますのでご注意いただくようお願い致します。

新リサイクルセンター整備事業について

岐阜市環境部

はじめに

令和4年3月に竣工した新リサイクルセンターは、ビン、カン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の資源ごみを中間処理する施設です。

平成9年4年稼働の旧リサイクルセンターは、施設の老朽化が著しく、また、夏場のペットボトルの処理能力不足の解消や、プラスチック製容器包装の資源化開始のため、新リサイクルセンターを整備しました。



位置図



新リサイクルセンター全景

事業概要

施設名：岐阜市リサイクルセンター
建設場所：岐阜市木田5丁目62-2
施工期間：平成30年12月～令和4年3月
構造規模：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
地上3階建(工場管理棟),
鉄骨造1階建(倉庫棟)ほか3棟
敷地面積：12,049m²
延床面積：5,880m²(全棟計)
処理能力：46.1 t/日

カ ン	6.5 t/日
ビ ン	16.8 t/日
ペットボトル	10.3 t/日
プラスチック製容器包装	12.5 t/日



工場管理棟(西から東を望む)

施設の特徴

① 地下式ピットの採用

岐阜市一般廃棄物処理基本計画のごみ排出量予測に基づき、排出量が多いペットボトルやプラスチック製容器包装については、地下式ピットを設け、ごみ貯留容量を効率よく確保しています。



① 地下式ピット

② 障がい者の働きやすい環境づくり

誰もが、多様で柔軟な働き方ができるワークダイバーシティとして、全ての人に居場所と出番があるまちづくりを推進するため、資源ごみの選別作業において、障がいの方々に就労して頂くと共に、安全で働きやすいよう、通路幅を広くするなどバリアフリー化をしています。



② 資源ごみ選別作業

③ 循環型社会に寄与する施設

施設の2階及び3階のフロアに、子どもを対象として、再生品の展示やごみ分別ゲームなど、ごみ減量や資源化の仕組みを楽しく学ぶ環境学習コーナーを設けています。



③ 環境学習コーナー

終わりに

本施設は、本市の資源リサイクルの拠点とともに、障がい者や高齢の方々の活躍の場として運営していきたいと考えております。

今後も廃棄物を取り巻く社会情勢の変化を注視しつつ、廃棄物の減量・資源化が促進される「循環型社会の実現」に向け、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めていきます。

プラスチックごみ対策の推進

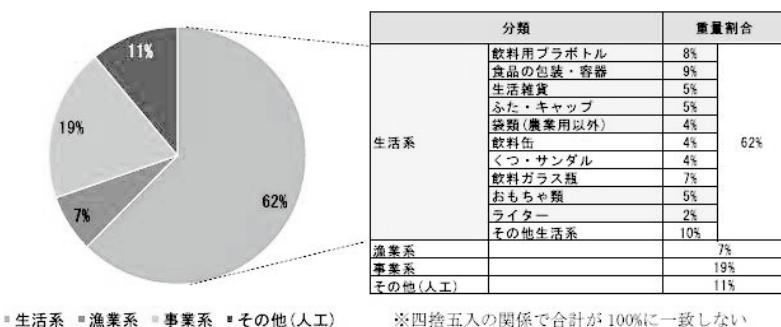
岐阜県西濃県事務所環境課

◆プラスチックごみ対策の背景

近年、海洋に流出するプラスチックによる生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念され、世界規模の課題となっています。特に、直径5mm以下のマイクロプラスチックが生物や人体へ及ぼす影響が問題視されるようになりました。

当県の下流4県（富山県・福井県・愛知県・三重県）の海岸では、年間2,000～5,000トンの漂着ごみが回収されていますが、愛知県の調査によると、流木などの自然物を除くと、生活系ごみが約6割を占めており、中でもプラスチックごみの割合が高くなっています。

自然物を除いた漂着ごみ組成（重量割合）



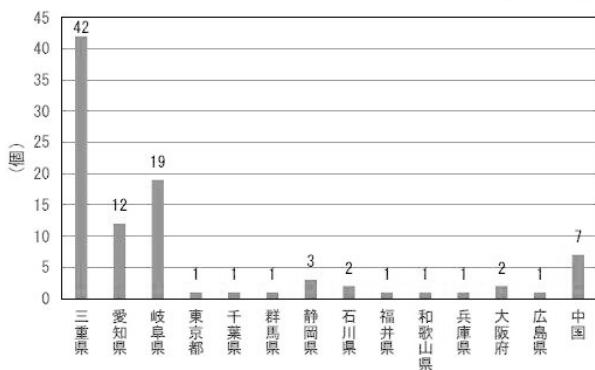
■生活系 ■漁業系 ■事業系 ■その他(人工)

※四捨五入の関係で合計が100%に一致しない

出典：愛知県海岸漂着物対策推進地域計画（平成27年12月改定）から作成

内陸で発生したごみは、その一部が河川を経由して海へ流れ込んでおり、三重県の調査によると、海岸に漂着したプラスチックごみの中には、当県から流出したと推測されるものも確認されています。

伊勢湾（三重県側）の海岸で回収されたライターの個数（県別内訳）



出典：三重県海岸漂着物対策推進計画（平成24年3月）から作成

海洋環境の汚染を防ぐためには、海のない岐阜県においても、発生抑制を中心とした取組みを進める必要があります。



◆ぎふプラごみ削減モデルショップの募集

当県では、発生抑制対策の一環として、使い捨てプラスチックの使用量を削減するため、県内で飲食物を提供する飲食店、小売店、企業等の食堂や、環境にやさしい飲食関係の容器等を製造する事業所を対象に「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録制度を創設し、繰り返し使える容器等を使用するなどの取り組みを行い、使い捨てプラスチックの削減に賛同する事業者を募集しています。

URL ➡ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/61458.html>

モデルショップ数：974

岐阜地域	396
西濃地域	141
揖斐地域	26
中濃地域	77
可茂地域	104
東濃地域	99
下呂地域	63
飛騨地域	68

令和3年12月28日現在

◆プラスチックごみ対策の位置づけ

県が推進するプラスチックごみ対策は、環境施策の全体像である第6次岐阜県環境基本計画が示す方向性に沿って、廃棄物の減量化と適正処理を推進するための個別計画として策定した第3次岐阜県廃棄物処理計画において、重点分野の一つに位置付けられています。

第6次岐阜県環境基本計画

URL ➡ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/130209.html>

第3次岐阜県廃棄物処理計画

URL ➡ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/123157.html>

わがまちの環境保全と対策



「ゼロカーボンシティおおがきの実現に
向けて」

大垣市長 石 田 仁

日頃から、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、生活環境の保全活動をはじめ、産業廃棄物の適正な処理や再生利用に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大垣市は、古くから主要街道が交わる交通の要衝であるとともに、豊富で良質な地下水に恵まれた「水の都」として、これまで発展してきた県内有数の産業都市でございます。

一方で、上石津地域の里山や墨俣地域の桜並木など、豊かな自然にも恵まれており、「水と緑」があふれる都市でもあります。

こうした中、本市におきましては、2018年度に「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」を未来都市像としたまちづくり指針「大垣市未来ビジョン」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

とりわけ、環境保全におきましては「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都 大垣」を本市の望ましい環境像とする「エコ水都環境プラン(大垣市環境基本計画)」に基づき、4R(リデュース：減らす、リフューズ：断る、リユース：再使用する、リサイクル：再生する)による「ごみダイエット」をはじめ、身近なことから着実に、行政や市民、事業者が協働して取り組んでいるところでございます。

また、近年の環境問題、特に地球温暖化につきましては、脱炭素社会の実現のため、2020年12月に県内市町村で初となる、市民や事業者の皆様と一体となって2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティおおがき」を宣言いたしました。

さらに、廃棄物処理につきましては、長期的・総合的な視点で、ごみの発生から最終処分までの循環型社会システムの構築を取り組んでいるところでございますので、貴協会の皆様におかれましては、引き続き、環境行政・廃棄物行政にご理解ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、貴協会のより一層のご発展と、会員皆様のご健勝ご活躍を、心よりお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

職場における腰痛予防対策について

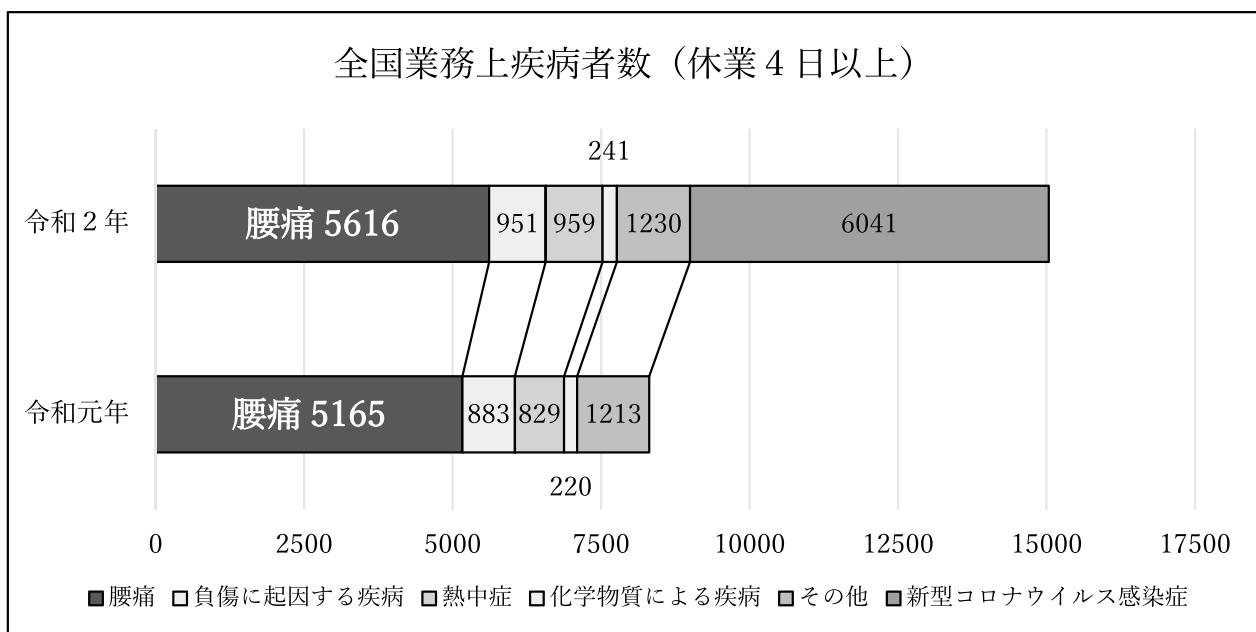
岐阜労働局労働基準部健康安全課

●はじめに

腰痛は、休業4日以上の職業性疾病の多くを占める労働災害です。(下のグラフをご参照ください。)また、発生業種も多岐にわたるため、各事業場における継続的かつ確実な予防対策が求められます。

腰痛の発生原因には、腰部に過度な負担を与える動作要因、転倒の要因となる床・階段の状況等の環境要因、年齢・性別・既往症の有無等の個人的要因、職場の対人ストレスに代表される心理・社会的要因の4つに分類されます。

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、各事業場などへの啓発を行っています。



●「職場における腰痛予防対策指針」のポイント

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、3管理(①作業管理、②作業環境管理、③健康管理)と1教育(④労働衛生教育)を総合的に実施していくことが求められます。

労働衛生管理を行うに当たっては、事業者がトップとして方針を表明した上で、安全衛生の担当者の役割、責任及び権限を明確にすることが重要です。

労働安全衛生



① 作業管理

作業の実施体制

作業時間、作業量などを設定する際、人数、内容、重量、自動化の状況などを検討する。
腰に過度に負担がかかる作業は、1人で無理をさせないこと。

作業標準の策定

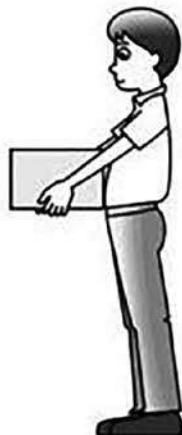
腰痛の発生原因を排除又は軽減できるよう、作業動作、作業姿勢等について作業標準を策定すること。



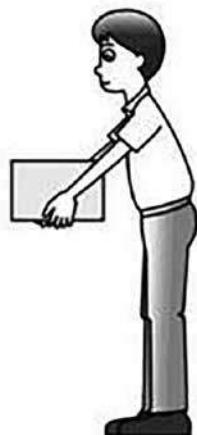
好ましい姿勢



好ましくない姿勢



好ましい姿勢



好ましくない姿勢

休憩、作業の組合せ

各作業間に適切な長さと頻度の休憩をとることにより、腰部の緊張を取り除くこと。

② 作業環境管理

照明、作業床面、作業空間や設備の配置

作業場などで、足元や周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つこと。転倒や滑りなどを防止するため、できるだけ凹凸や段差がなく滑りにくい床面環境にすること。又、狭い作業空間は腰痛の発生につながりやすいことから、設備の配置等を工夫し、広い作業空間を確保すること。

振動

車両操作などによる腰や全身への激しい振動や、車両運転などによる長時間にわたっての振動を受ける場合、座席の改善・改良などにより、振動軽減を図ること。

③ 健康管理

健康診断

腰に著しく負担がかかる作業に、常時、従事させる場合、その作業に配置する際に医師による腰痛の健康診断を実施すること。診断の結果を踏まえ、作業との関連性から職場のリスクを発見し、腰痛予防対策に反映・活用すること。

腰痛予防体操

腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対し、適宜、疲労回復、リラクセーションを高めることを目的として、腰痛予防体操を実施させること。

④ 労働衛生教育

労働衛生教育

腰に著しく負担のかかる作業に常時従事させる作業者に対し、その作業に配置する際やその後の必要に応じて、腰痛予防のための労働衛生教育を実施すること。

- ・腰痛に関する知識
- ・作業環境、作業標準等
- ・作業前体操、腰痛予防体操
- ・台車等の荷役機器、運搬補助具等の使用方法

心理・社会的要因に関する留意点

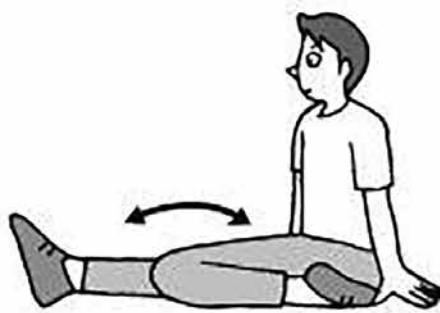
上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談体制の確立など、組織的な取り組みを行うこと。

労働安全衛生

体操例



職場で作業の合間に



自宅でゆっくり

●おわりに

「職場における腰痛予防対策指針」に基づく予防対策により、業務上の腰痛を防止することは、労働者の健康に寄与するのみならず、休業4日以上の労働災害の防止による盤石な事業運営体制の確立につながります。



なお、厚生労働省では吉本興業株式会社への委託事業として、業務中の腰痛予防対策等の広報を開始しました。（令和4年内まで公開予定）
詳細は下記URLにてご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

また、YouTubeにて、委託事業の一環として、特別動画を公開しました。（令和4年内まで公開予定）
右QRコードをご参照ください。



以上をご活用いただき、労働者の腰痛予防対策に積極的に取組んでいただきますようお願い申し上げます。

全国産業資源循環連合会の「第2次労働災害防止計画」の取り組みに呼応して、当協会も同様に取り組みを行うこととし、令和3年度第4回理事会において下記のとおり「令和4年度労働災害防止計画」が可決承認されました。

岐阜県産業環境保全協会における令和4年度労働災害防止計画

1.はじめに

全国産業資源循環連合会(以下、「連合会」という。)においては令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画(以下、「第2次労働災害防止計画」という。)」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、岐阜県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2.目標

- (1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和4年の休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。
(平成24～26年の平均15人→令和4年12人以下に)

3.重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

4.令和4年度活動目標

2.の「目標」を達成するために令和4年度における活動目標を次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

- (1) 安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して、3%以上増加させる。
(令和3年度66^{*1}社→令和4年度68社以上に)
- (2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、3%以上増加させる。
(令和3度261^{*1}社→令和4年度269社以上に)
- (3) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、3%以上増加

労働安全衛生

させる。

(令和3年度211^{*1}社→令和4年度218社以上に)

(4) 連合会が提供している支援ツールを認知している会員企業を前年度に比して、3%以上増加させる。

(令和3年度135^{*1}社→令和4年度140社以上に)

(5) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して、3%以上増加させる。

(令和3年度185^{*1}社→令和4年度191社以上に)

(6) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を前年度に比して、3%以上増加させる。

(令和3年度91^{*2}社(人)→令和4年度94社(人)以上に)

(7) 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、3%以上増加させる。

(令和3年度160^{*1}社→令和4年度165社以上に)

(8) ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、3%以上増加させる。

(令和3年度157^{*1}社→令和4年度162社以上に)

(9) リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、3%以上増加させる。

(令和3年度105^{*1}社→令和4年度109社以上に)

^{*1}前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値

^{*2}前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値

または令和3年度に開催した安全衛生研修会の参加企業数、参加人数

5. 令和4年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

4. (1)～(9)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の整備状況を把握し、安全衛生規程の事例として会員企業に紹介する。

② 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。

- ③ 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知とともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
 - ④ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。
- (2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
- ① 会報誌とFAX及びメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
 - ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
 - ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
 - ④ 青年部会や女性部会を通じて、調査への回答を呼びかける。
 - ⑤ 理事会及び各種委員会開催時に本調査の推進を図る。
- (3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。
- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
 - ② 理事長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
 - ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
 - ④ 各講習会等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
 - ⑤ 青年部会及び女性部会において、研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
 - ⑥ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。
 - ⑦ 安全衛生大会を開催する。
- (4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
 - ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)へのリンクを張る。
 - ③ 総会、理事会、各種委員会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
 - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- (5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
- ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制

労働安全衛生

の事例として会員企業に紹介する。

- ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
- ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事、支部等を通じ電話による呼びかけを行う。
- ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
- ③ 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
- ④ 会員企業が参加しやすいよう、リモート併用で研修会を開催する。
- ⑤ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
- ⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
- ⑦ 関係監督官庁(労働局、労働基準監督署等)に講師を依頼し、内容の充実化を図るとともに、協会報への安全衛生情報の提供を依頼し掲載内容を理解することで研修同等とする。

(7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
- ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
- ④ 安全衛生パトロールを実施する。
- ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
- ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

(8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。

(9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
- ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
- ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

※各ホームページの QR コードです。



厚生労働省
職場のあんぜんサイト「災害事例」



連合会 安全衛生サイト
「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」



厚生労働省
職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」



連合会 安全衛生サイト

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

「第4回理事会」

令和3年度第4回理事会が、令和4年2月21日(月)に「ホテルグランヴェール岐山」で開催されました。

会を始めるにあたり、前青年部会長であり、前理事でありました故粥川竜司氏のご逝去を悼み出席者全員で黙とうを捧げました。

ご冥福をお祈りいたします。

最初に報告事項として次の事が報告されました。

(1) 会議等報告

- (公社)全国産業資源循環連合会令和3年度第2回最終処分部会運営委員会(Web会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会令和3年度第3回最終処分部会運営委員会(Web会議)
- 令和3年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議
- 令和3年度岐阜県PCB廃棄物処理推進連絡会(書面開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和3年度第3回中部地域協議会専務理事会議(WEB会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会臨時全国正会員会長・理事長会議(Web会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会令和3年度第2回全国正会員事務局責任者会議(WEB会議)

(2) 委員会報告

- 総務委員会

活動報告について

第3回委員会の開催結果について

- 研修指導委員会

活動報告について

第3回委員会の開催結果について

- 広報編集委員会

活動報告について

第4回委員会の開催結果について

- 適正処理委員会

第3回委員会の開催結果について

(3) 青年部会動向について

- 第5回、第6回、第7回役員会議(12月17日、1月13日、2月17日)開催結果について
「次期役員の構成」、「4年度総会開催」「全国カンファレンス岐阜開催」等
- ビジネスチャンス スマート農業セミナー開催結果について、
- 青年部会会員の入会及び支援依頼について

続いて次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案 令和4年度事業計画(案)について

第2号議案 令和4年度予算(案)について

第3号議案 令和4年度労働災害防止計画について

第4号議案 令和4年度優良会員等理事長表彰の被表彰者の選考について

第5号議案 新規加入会員の承認について

第6号議案 第11回定時総会の開催について

次に、その他として、「12月末における会計収支」について報告されました。

なお、「会員の状況」については第5号議案に併せて報告されました。



第4回理事会

○委員会の開催

・総務委員会(1月18日開催)

第3回総務委員会を開催し、委員会が所掌する「令和4年度事業計画(案)」について組織強化事業の見直しを行い、「労働災害防止計画の令和4年度目標(案)」については、3年度結果を踏まえた内容で協議を行い理事会に諮ることとしました。

また、「災害対策各地区本部役員名簿」の作成については、役割分担、要綱、災害時の会員との効率的な情報伝達方法も含めて4年度で見直しすることとしました。

活動報告である「行政懇談会」については協会報第129号で掲載済です。

・研修指導委員会(1月25日開催)

第3回研修指導委員会を開催し、委員会が所掌する「令和4年度事業計画(案)」について、協議を行い理事会に諮ることとしました。また、4年度の研修については「人材採用セミナー」、「法令研修」、「SDGs」等を計画し会員の必要な情報に絞った内容とすることとしました。

活動報告である「産業廃棄物関係講習会の開催結果」については協会報第129号で掲載済です。

・広報編集委員会(1月27日開催)

第4回広報編集委員会を開催し、委員会が所掌する「令和4年度事業計画(案)」について、啓発普及事業のホームページやオリジナルカレンダーの実施内容の見直しを協議し理事会に諮ることとしました。

協会報「ぎふ環境保全」第130号の作成方針について協議を行い、方針どおり進めることとしました。

啓発グッズの作成・配布については4年度で検討し実施することとました。

会員へのアンケート等の照会・回答を

電子媒体により行い迅速化や効率化を図るようよう検討し実施することとしました。

実施事業としては「オリジナルカレンダー」を12月に配付し、「ぎふ環境保全」第129号を1月に発行しました。

・適正処理委員会(1月21日開催)

第3回適正処理委員会を開催し、啓発グッズ候補4点を選定し、グッズ作成・配布に伴う経費を4年度予算に計上し理事会に諮ることとしました。

<(公社)全国産業資源循環連合会>

○令和3年度第2回最終処分部会運営委員会

令和3年11月8日(月)新型コロナウイルス感染拡大予防のためWeb会議で開催され(以下Web会議は同様の理由です)「最終処分場に係る税制上の特例処置の延長要望」、「運営委員企業及び地域における最終処分委託契約書様式及び維持管理マニュアルの利用状況及び普及活動の状況報告」について協議しました。当協会からは、澤田理事長がリモートで出席をしました。

○令和3年度第3回最終処分部会運営委員会

令和3年11月17日(水)Web会議で開催され、「維持管理積立金の損失算入措置」について協議しました。当協会からは、澤田理事長がリモートで出席をしました。

○臨時全国正会員会長・理事長会議

令和4年1月28日(金)Web会議で開催され、「連合会の収支改善策について」、「令和4年度(2022年度)事業計画事務局素案について」、「第59回理事会における連合会収支改善策等に関する協議の概要について」等の説明を受けた後に協議しました。当協会からは、澤田理事長がリモートで出席をしました。

○令和3年度第2回全国正会員事務局責任者会議

令和4年2月10日(木)Web会議で開催され、「連合会の収支改善策について」、「令和4年度(2022年度)事業計画事務局素案について」、「令和4年度安全衛生事業方針(案)について」等の説明を受けた後に意見交換しました。当協会からは、細江事務局長がリモートで出席をしました。

〈中部地域協議会〉

○令和3年度中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議

令和3年11月29日(月)に名古屋市内の名古屋国際会議場で開催され、「国及び各県における産業廃棄物不法処理事例の現状と対策等について」、各県における産業廃棄物不法投棄事例の現状と対策等について報告を受けた後、協議を行いました。当協会からは、澤田理事長と大坪専務理事が出席をしました。

○令和3年度第3回専務理事会議

令和4年1月28日(金)Web会議で開催され、「令和4年度中部地域協議会事業計画(案)について」や「令和4年度中部地域協議会予算(案)について」並びに「産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の更新申請に関する講習会(収集運搬)テキスト等について」等を協議しました。当協会からは、大坪専務理事がリモートで出席をしました。

○令和3年度第2回会長・理事長会議

令和4年3月3日(木)Web会議で開催され、四県の会長・理事長による意見交換等されました。当協会からは、澤田理事長がリモートで出席をしました。

○令和3年度第2回全体会議

令和4年3月3日(木)Web会議で開催され、「令和4年度中部地域協議会事業計画(案)について」、「令和3年度中部地域協議会収支決算見込みについて」及び「令和4年度中部地域協議会収支予算(案)について」等を協議しました。

当協会からは、澤田理事長、丹羽副理事長、石原副理事長、大坪専務理事がリモートで出席をしました。



中部地域協議会全体会議(Web)

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会が全国で一部の課程において席が不足する事が見込まれたため、当県においても下記のとおり追加開催され、当協会は問合せや受付業務等の補助をしました。他の講習会同様、事前にパソコンで講義動画を視聴して、会場で感染予防対策を行ったうえで試験を受ける2段形式の講習会となりました。

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】

開催日・場所 3月11日(金)午前

OKBふれあい会館

受講者 53名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】

開催日・場所 3月11日(金)午後

OKBふれあい会館

受講者 51名

新規加入会員の紹介

加入日	会員名 代表者職氏名	住所 電話番号	会員区分
2月21日	株式会社 KUNINO 代表取締役 加藤光	〒503-0861 大垣市羽衣町8-4-1 ☎ 0584-71-8157	正会員

会員数の状況

正会員	286
賛助会員	56
特別会員	2
合計	344

(令和4年4月1日現在)

《協会への入会のおすすめ》 ～環境を守り産業を支える～

産業廃棄物処理業界は、互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の保持に努めています。

当協会は、適正な産業廃棄物の処理を通じて「循環型社会の形成」に貢献することを願っています。

産業廃棄物処理業界の方々が、会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますよう、当協会への入会をお薦めします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円

賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

T E L 058-272-9293

F A X 058-272-6764

<青年部会の動向～未来人～>

ビジネスチャンスシリーズ第1弾 スマート農業を学ぶ

開催日時

令和4年1月19日水曜日

開催場所

はれのひはれバナナ農園(岐阜県山県市藤倉464)

体験農園みとか (岐阜県山県市小倉726-1)

参加者

伊藤博人、江崎裕一、小塚将樹、齊藤和信、清水健史、中尾正邦、野々村剛司

松並壱成、森田将也、寺濱喬、大坪直行

(オブザーバー参加者)保母恵吾、河島美月 計13名 [敬称略]

はれのひはれバナナ農園見学

はれバナナ農園で、冒頭に(株)ワイエ・スコーポレーション代表取締役社長であり、農園の代表者である中尾さんよりバナナ農園についての説明やこの事業を行おうと思った経緯などいろいろお話を伺い、中尾さんのこの事業に対する情熱が感じられました。参加者の皆さんから、バナナの栽培方法や施設維持に関する質問等がされ、有意義な時間になりました。



【正に晴れの日】



【バナナの花】



【室温22℃～25℃のバナナ林】



【真剣に見つめる参加者】

その後、バナナ農園のビニールハウスの中の見学を行い、普段の日常では見ることのできない幹にたわわに実るバナナや花などを見ることができました。

私たち産廃業とはかけ離れた業界ですが、中尾さんの挑戦への熱意が伝わり、私たちも広い視点を持って活動をしないといけないと思いました。

みとか農園体験ツアー

みとか農園で昼食後、スタッフさんからみとか農園の説明を伺いました。

特に地域の活性化、地域雇用の促進など、この事業を通して山県市を盛り上げたいというところが素晴らしいと感じました。

その後、みとか農園の見学を行いました。一年を通して、いちご、ブルーベリー、さつまいも、ブドウと4種類の体験収穫が行えるそうです。

ヤギさんもいました。可愛かったです。

最後に実際にいちごの収穫体験(いちご狩り)を参加者で行い、普段見ることのできない、イチゴを食べている大人たちの一面を見ることができました。



【みとか農園】



【説明を聞く参加者】



【食べ頃な完熟イチゴ】



【収穫したイチゴに舌鼓】



【伊藤さんが恋したヤギさん】

今年度も新型コロナ禍の中、なかなか対面による事業が難しい1年でした。今回の事業開催判断も悩ましいところでしたが、施設のスタッフさんや参加された皆さんがしっかりと感染症対策を行い、無事、開催ができました。今回の事業を通して、会員の皆さんのが、新たな挑戦をしようと思ったり、産廃の事業にフィードバックしてもらえばと思います。

来年度も【ビジネスチャンスシリーズ】第2弾を企画して、青年部会の活動をより充実したものにしていければと思います。

お知らせ

岐阜県及び岐阜市の令和4年4月1日付で行われた、人事異動をお知らせします。

岐阜県の人事異動（関係分）

◇環境生活部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	渡辺 正信	危機管理部長	内木 穎	危機管理部長
次長	大野 雅人	恵那県事務所長兼 地域危機管理監	尾崎 浩之	(退職)
次長	藤田 宏志	(環境省)	青竹 寛子	(環境省)

◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	山内 康裕	環境管理課 環境安全推進企画監	井戸 美子	環境管理課 課長
資源循環推進監	佐藤 優子	労働雇用課 障がい者就労推進監	市橋 晃	産業技術課 管理調整監
(管理調整係)				
係長	森 芳美	中濃県税事務所 管理収納係長	野島 志信	農業技術センター 総務課長
(資源循環推進係)				
主事	早川 祐未	子ども家庭課 家庭支援係主事	坂口 紫保	危機管理政策課 主任
(一般廃棄物係)				
係長	筑本 貴郎	感染症対策推進課 流通調整係長	鈴木 貴晃	(退職)
主任技師	兼松 勇汰	廃棄物対策課 監視指導係技師		
(産業廃棄物係)				
技術主査	安田 将典	薬務水道課 生産指導監視係 主任技師	三好 貴也	薬務水道課 主任技師
主任技師	川島 優季	関保健所 薬事衛生指導係 主任技師	勝野 耀介	飛騨保健所 技師
	(定数削減)		高雄 筆貴	P C B 廃棄物処理推進 専門職
(監視指導係)				
技術主査	加藤 悠也	(昇任)		
主任技師	後藤 武永	岐阜地域環境室 廃棄物対策係 主任技師	兼松 勇汰	廃棄物対策課 主任技師(一般廃棄物係)
主事	齋藤 麻衣	(新規採用)	馬淵 保	(退職)

岐阜市の人事異動（関係分）

◇産業廃棄物指導課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
主事	大橋 那奈子	(新規採用)	桂川 芳久	(退職)

2022年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」試験日程について

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

2022年度の講習会は、2021年度に引き続き、事前にパソコン等で講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会により行われます。

2022年度より、講習会の受講料の変更（値下げ）がございます。受講料については、次頁をご確認ください。

岐阜会場の試験日程は、次のとおりです。

課 程	期 日	時 間	定員
新規 産業廃棄物 収集運搬課程	2022年7月7日(木)	9:50	56人
	2022年9月14日(水)	9:50	56人
	2022年10月20日(木)	9:50	56人
更新 産廃又は特管 産廃 収集運搬課程	2022年7月7日(木)	13:30	56人
	2022年7月8日(金)	13:30	56人
	2022年9月14日(水)	13:30	56人
	2022年10月20日(木)	13:30	56人
	2022年10月21日(金)	13:30	56人
更新 産廃又は特管 産廃 処分課程*	2022年9月15日(木)	9:50	50人
特別管理産業廃棄物 管理責任者	2022年7月8日(金)	9:50	56人
	2022年9月15日(木)	13:30	56人
	2022年10月21日(金)	9:50	56人

*収集運搬課程を追加して、受講することができます。

会場 OKBふれあい会館(第1棟3階 302) 岐阜市薮田南5-14-53

申込受付開始 2022年4月1日(金) 9時から

申込方法は、Webのみとなります。書面(受講の手引き)を使った郵送による申込はできません。2022年度の申込より、スマートフォン及びタブレット端末からも受講申込が可能となります。実施機関の(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのWebから申込ください。
Web申込では、本人確認用の顔写真(画像ファイル)の登録が必要です。

実施機関 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
Webは **JWセンター講習会** で検索してください。

お 知 ら せ

講習会受講料の変更（値下げ）（2022年度～）

2022年度講習会より、講習会受講料を次のとおり変更いたします。

各講習会の受講料については以下のとおりです。

（税込）

	講習会課程名	変更前*	変更後
新規	産業廃棄物の収集・運搬課程	30,500円	25,300円
	産業廃棄物の処分課程	48,700円	39,600円
	産業廃棄物の収集・運搬課程と処分課程の同時受講	68,100円	57,200円
	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	46,600円	37,400円
	特別管理産業廃棄物の処分課程	68,800円	56,100円
	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程と処分課程の同時受講	98,900円	83,600円
更新	収集・運搬課程	19,900円	16,500円
	処分課程	25,200円	20,900円
	収集・運搬課程と処分課程の同時受講	38,800円	33,000円
	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	13,800円	13,200円

* Webで申し込んだ場合の受講料

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）

〈電子マニフェストシステム(愛称:JWNET)の加入申込み〉 —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(前々年度に50t以上の特別管理産業廃棄物を排出した事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなりました。

なお、義務化は、令和2年4月1日から施行されました。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条)この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

① 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

② 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料金	B 料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C 料金)
基 本 料 (1年間)	26,400円	1,980円	不 要
使 用 料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2) 収集運搬業者

(3) 処 分 業 者

利用区分	(2)収集運搬業者	(3) 処 分 業 者			
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能※2	A 料金	B 料金
基 本 料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円	
使 用 料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円	
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下	

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

③ 問い合わせ先

(公財) 日本産業廃棄物 処理振興センター

ホームページアドレス

[https://www.jwnet.or.jp/jwnet/
JWNETサポートセンター](https://www.jwnet.or.jp/jwnet/JWNETサポートセンター)

在宅勤務を実施しているため、電話が大変つながりにくくなっています。

▼電話サポート 対応時間

【平日 9:00~12:00、13:00~16:00】

電話: 0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスをご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和4年3月22日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,983
収集運搬業者	416
処分業者	178
合 計	6,577

お知らせ

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えて購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へ払込みください。

なお、払込取扱票利用の場合「払込料金加入者負担」(料金受取人負担)により払込み料金は無料となります。ゆうちょ銀行の料金改定により、令和4年1月17日から現金による払込みは加算料金(110円)が発生します。口座からの払込みは加算料金は発生しません。(詳しくはご利用のゆうちょ銀行(郵便局)へお尋ねください。)

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料を払込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

- 発送 (翌日営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)
 協会窓口で現金購入 来所予定日 月 日 AM・PM・未定

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票(マニフェスト)の種類		単価(円)消費税込	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,600	箱
	連続票	13,000	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	2,600	箱
	連続票	13,000	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 660円	冊
建設系廃棄物マニフェスト (建設六団体副産物対策協議会発行) の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 36ページ 1冊 170円	冊

申込日	令和 年 月 日	発送の場合 土曜日に荷物の受取	可・否
住 所	〒 -		
会 社 名	フリガナ		
代表者氏名又は取扱責任者氏名	(フルネームが必要です)		
電 話 番 号	FAX番号		

事務局使用欄

払込No.	確認日
No. _____ ~ _____	No. _____ ~ _____

お 知 ら せ

各種お知らせ(随時分)

会員の皆様にメール、FAX及び郵送によりお知らせした内容は次の項目です。

- ・令和4年1月24日 協会報と併せて送付したもの
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による濃厚接触者への対応について

○保全協Newsについて

令和3年3月22日(第212号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。
(第212号)

2022年度講習会試験日程について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
- 許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石田 謙治
副委員長 小塚 将樹
石原 幸喜 河原 三次 長谷川 光彦
濱岡 直彦 伏見 典郎

編集後記

この文章を書いている3月末時点、ウクライナでは戦争が起こっています。すべての戦闘行為の停止と人々の犠牲がなくなることを心から祈ります。

前回の編集後記を担当させて頂いた際、私はSDGsへの取組が一層重要になり企業の在り方を決めていくだろうと書きました。ところが、世界の情勢の混乱はその流れを変えるかもしれません。

コロナ禍で世界が混沌を極める中、サプライチェーンの混乱に加えウクライナ情勢によるエネルギー問題によって、企業活動に半導体不足問題や燃料費高騰といった影響が発生しています。

そんな中、欧州では天然ガスの不足を見据えて原子力をクリーンなエネルギーであると位置づけました。このように情勢が変われば環境負荷の定義も変わる、変えなくてはいけなくなるのでしょうか。日本もこの見解に同意するとなるとエネルギー政策に変更があるかもしれません。

現実的に安定したエネルギー供給が無ければ、現代日本の高度な生活や産業を維持することはできません。天然ガスの供給が不安定化した現在、原子力やクリーン石炭火力の再評価を考えられます。

それでもこれから地球環境を守るSDGsの取組の価値は変わるものではなく、変化した情勢の中で最大限環境負荷への取組を追求していくべきであり、わけても再生可能な自然エネルギーの重要性はさらに増していくことは間違いないでしょう。

特にバイオマスエネルギーは再生可能であるだけでなく、森林のメンテナンスを通じて国土の維持のために必要であると考えますが、その在り方としては地産地消型のエネルギーとしてあるべきだと考えます。

地域の林業や製造業と連携し、原料である木材を生産しながら新しく植林することでCO²の吸収を行い、また原料として育てていくことができます。

また発電の過程で発生した熱源を地域で利用することにより、高い熱効率を実現しているヨーロッパの事例もあります。日本では年間通して安定的に熱を必要とするケースが難しく、様々な取り組みがなされています。電気を貯蔵するバッテリーにもブレイクスルーが待たれるように、熱も有効に利用できて初めて地域に根付くエネルギーとなることができます。

SDGsの取組がこれから益々広がっていき、それとともに安定したエネルギー供給が担保され、エネルギーをめぐり争いが起こることが少しでもなくなることを願っております。

記 石田 謙治

令和4年4月15日発行

第130号

編集発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 澤田 裕二

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<https://www.gifu-hozan.jp>
E-mail info@gifu-hozan.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

協会報「ぎふ環境保全」への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回)及び「協会要覧」(年1回)を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会ホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金(消費税込み)は下記のようになっています。(裏表紙の募集を行っております)

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

協会報広告掲載料

【協会報掲載料】

掲 載 面	印刷形態	1回の料金()は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カラ一	30,000円(40,000円)
	モノクロ	20,000円(30,000円)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円(50,000円)
本 文 中	カラ一	30,000円(40,000円)
	モノクロ	10,000円(20,000円)

注 1 1／2ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿は広告主負担)

2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。

3 表紙の裏面及び裏表紙の裏面への掲載の申込みは、現在受け付けておりません。

4 ホームページバナー広告も希望される場合のバナー広告料は無料となります。

(画像作成はご負担願います)

協会ホームページバナー広告掲載募集

当協会では、ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。ホームページのバナー広告は多くの人の目に触れ、貴社のホームページへのリンクもできますので貴社の営業広告やイメージアップにご活用ください。なお、掲載料金等(消費税込み)は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

【ホームページバナー広告掲載料】

バナー広告料	1年間の料金()は会員外掲載
	20,000円(50,000円)
バナー画像作成料	3,300円(企業ロゴ作成は別料金)

注 掲載内容は、当協会ホームページバナー広告掲載要綱に基づいたものとします。

令和4年度(春期)

産業廃棄物処理実務者研修会

～eラーニング～

<研修会の目的>

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者を含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認

いつでも・どこでも!

職場や自宅、好きな時間に自分のペースで!

※ 産業廃棄物処理実務者研修会テキストも別途販売しています

申込受付開始!

	第1期	第2期	第3期
申込受付期間	4月1日 ～4月22日	5月2日 ～5月25日	6月1日 ～6月24日
受講期間	5月6日 ～5月30日	6月2日 ～6月29日	7月4日 ～7月28日

カリキュラム
(全4講座)

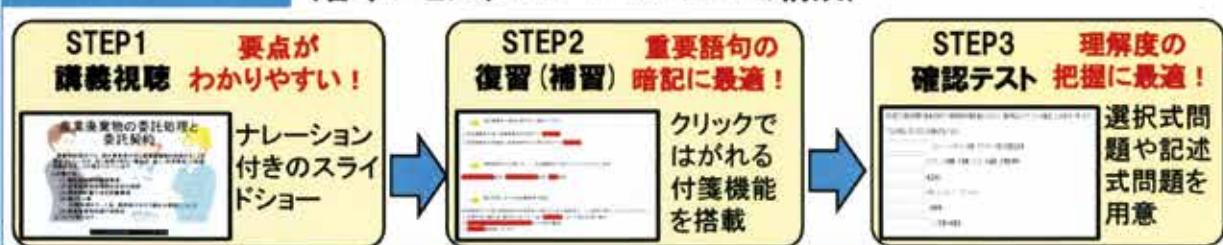
- ① 産業廃棄物処理の基礎(第1章～第8章)
(廃棄物処理法、排出事業者の責務、保管基準や処理基準など)
- ② 産業廃棄物の委託処理と委託契約
- ③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ④ 帳簿

各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

(各章ごとに、STEP1～STEP3で構成)

全国正解で次の章へ



受講料

1名につき **8,250円** (税込、通信費等は利用者負担)



詳細/
申込方法

お申込みは、専用のポータルサイトより受付
産廃 実務者研修 <https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/>

お問合せ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

事業部 実務者研修会担当

E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp

●営業時間／月～金 9:00～17:00
●定休日／土日・祝日

2022.03

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり き むら
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県
優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県
福井県、京都府、大阪府、奈良県 公認)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、
廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、
紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜市)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県 公認)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき
類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL http://www.takai-shoji.jp/

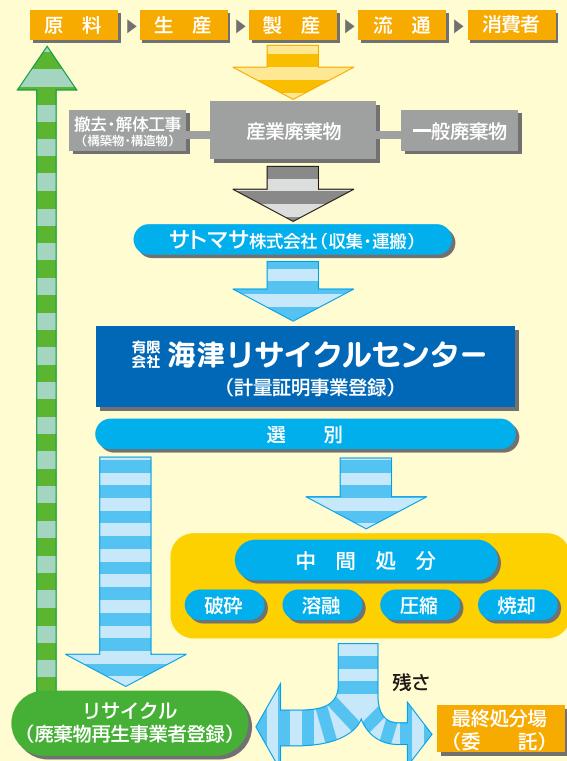
企 業 理 念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことです。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〈加盟団体〉サトマサグループ

(一社)愛知県産業資源循環協会
(一社)岐阜県産業環境保全協会
(一社)三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会